

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣法」という。）第五十一条の規定による令和七年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「更新」という。）を次のとおり実施する。

令和七年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施する免許種別

鳥獣法第三十九条第二項に定める網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の四種

二 更新の日時、免許種別、定員及び場所

月 日	曜日	免許種別	定員	場 所
六月二六日	木	全種類	六〇名	福山市三吉町一丁目一番一号 広島県福山庁舎
六月二七日	金	〃	八〇名	三次市十日市東四丁目六番一号 広島県三次庁舎
七月一日	火	〃	七〇名	神石郡神石高原町小畠二〇二三 神石高原町三和協働支援センター
七月三日	木	〃	一〇〇名	廿日市市新宮一丁目一三番一号 廿日市市総合健康福祉センター
七月四日	金	〃	一二〇名	安芸高田市吉田町吉田七六一 安芸高田市民文化センター
七月八日	火	〃	一〇〇名	広島市安佐北区可部三丁目一九番二 二号 安佐北区総合福祉センター
七月九日	水	〃	六〇名	三原市四一町二丁目三番一号 三原市中央公民館
七月九日	水	〃	五〇名	広島市安佐北区可部三丁目一九番二 二号 安佐北区総合福祉センター
七月一一日	金	〃	六〇名	福山市三吉町一丁目一番一号 広島県福山庁舎
七月一五日	火	〃	八〇名	尾道市古浜町二六番一二号 広島県尾道庁舎
七月一五日	火	〃	一六〇名	広島市中区基町四番一号 広島県立総合体育館
七月一六日	水	〃	八〇名	広島市中区基町四番一号 広島県立総合体育館
七月一七日	木	〃	八〇名	庄原市東本町一丁目四番一号 広島県庄原庁舎
七月二二日	火	〃	一六〇名	呉市広大新開一丁目七番一号 呉市総合体育館
七月二三日	水	〃	八〇名	呉市広大新開一丁目七番一号 呉市総合体育館
七月二四日	木	〃	一四〇名	世羅郡世羅町西上原一二三番一号 世羅町甲山農村環境改善センター

七月二八日	月	全種類	八〇名	三次市十日市東四丁目六番一号 広島県三次庁舎
七月二九日	火	〃	六〇名	福山市三吉町一丁目一番一号 広島県福山庁舎
七月三一日	木	〃	一二〇名	東広島市八本松町原六八六九 広島県農業技術センター
八月一日	金	全種類	六〇名	東広島市八本松町原六八六九 広島県農業技術センター

三 更新の内容

適性検査（視力（矯正視力を含む。）・聴力（補聴器によって矯正された聴力を含む。）・運動能力）及び講習を行う。

四 受験の資格

広島県内に住所地を有する者で、令和七年九月十四日に狩猟免許が満了する者。ただし、更新日に次のいずれかに該当する者は除く。

1 統合失調症者、そう鬱病者（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん病者（発作が再発するおそれのない者、発作が再発しても意識障害がもたらされない者及び発作が睡眠中に限り再発する者を除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気の者

2 麻薬、大麻、アヘン又は覚醒剤の中毒者

3 法に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから、三年を経過していない者

4 狩猟免許の取消しを受けた後三年を経過していない者（当該取消しに係る狩猟免許の種類に限る。）

五 申請手続

1 申請書用紙等の請求先

広島県環境県民局自然環境課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）又は最寄りの広島県農林水産事務所に請求すること。郵便で請求するときは、封筒の表に「更新申請用紙請求」と朱書し、百八十円切手を貼った、宛先・郵便番号明記の返信用定形封筒（長形三号）を必ず同封すること。

2 提出書類

- (一) 狩猟免許更新申請書（受けようとする種別ごとに一枚ずつ提出すること。）
- (二) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し。
- (三) 前記四 1 及び 2 に該当しない旨の医師の診断書。ただし、(二)の許可証の写しを提出している場合は、提出しなくてよい。

(四) 受験・受講票（申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三

・センチメートル、横二・四センチメートルの写真を貼り、所定の事項を記入した

もの)

(五) 百十円切手を貼った、宛先・郵便番号明記の返信用定形封筒(長形三号)一通(受験・受講票の返信用)

3 申請書の提出先

希望の更新場所を管轄する農林水産事務所

4 申請書の受付期限及び受付時間

(一) 受付期限

受けようとする更新の期日の十日前(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。郵送の場合は、受付期限までの消印があるものに限り受け付ける。)。ただし、申請者の数が定員に達した後は、受け付けない。

(二) 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

5 手数料

一件につき 二千九百円

6 手数料の納付方法

手数料は、専用の納付書により金融機関で払い込み、払込証明書を申請書の所定欄に貼ること。

なお、納付された手数料は返還しない。

六 結果の通知

合格者には旧免状と引き換えに狩猟免状を交付し、不合格者には不合格通知書を送付する。